（第10面）

10. 主要株主の氏名、商号又は名称

（ふりがな） 氏名、商号又は名称	保有する議決権の数	割合
	個	%

（記載上の注意）

1．「未達債務算出時点」とは、各営業日における未達債務の額（法第43条第２項に規定する未達債務の額）の算出時点をいう。

2．「未達債務算出方法」は、為替取引に係る債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者を区分する方法を記載すること。

［加える。］

第明治三二十種郵便物認可　三年三月三十一日